所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第１７条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和８年１１月４日

高知地方法務局四万十支局　登記官　平　山　則　好

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
第 4904-2026-0056 号	幡多郡黒潮町馬荷字久保野山３９６４番ロ